



四日市市

多胎児家庭家事支援サービス費用補助

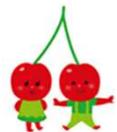


産前産後の育児や家事の負担が大きい多胎妊婦、多胎家庭が、ヘルパー等による家事支援サービスを利用する場合に、利用料の一部を補助します。

対 象	四日市市に住民票があり、現に居住していて、多胎児を妊娠中、または2歳未満の多胎児を養育している方
利 用 期 間 ・ 回 数	① 妊娠届出の日から、出産予定日の1か月後まで ……………24回 ② 多胎児の誕生日から、1歳の誕生日の前日まで ……………24回 ③ 多胎児の1歳の誕生日から、2歳の誕生日の前日まで ……………24回 ※ 1回につき、2時間以内 ♪ 申請を受付後、市から24回分の「補助券」を送付します。 ♪ ①②③の各期間で補助券が異なりますので、期間ごとに申請が必要です。
補 助 内 容	市の登録事業者が実施する家事支援サービスを利用した料金から自己負担額を差し引いた金額を補助します。 1時間以内の利用…………… 自己負担額 500円 補助上限額 4,500円 1時間を超え2時間以内の利用…………… 自己負担額 1,000円 補助上限額 9,000円 (市民税非課税世帯及び生活保護世帯の方) 1時間以内の利用…………… 自己負担額 無料 補助上限額 5,000円 1時間を超え2時間以内の利用…………… 自己負担額 無料 補助上限額10,000円
補助対象外	次のような場合にかかる費用は、補助の対象にはなりません。 <input type="checkbox"/> ヘルパー等が有料駐車場を利用した場合の駐車料金 <input type="checkbox"/> 飲食・物品購入にかかる費用 <input type="checkbox"/> 1回の利用が2時間を超えた場合の超過料金 <input type="checkbox"/> 申込をキャンセルした場合にかかったキャンセル料

提供サービスの例

- 居室等の掃除
- 整理整頓
- 衣類の洗濯(干す、取り込み、畳む等)
- 買い物代行
- 外出の付き添い など



- ♪ 上記に記載のサービス以外にも、事業所によって提供可能なサービスがあります。ご利用にあたっては、事前に各事業所へお問い合わせください。
- ♪ 大掃除、引越し準備等日常の範囲を超えた家事サービスの提供はできません。

お申込み
お問合せ

四日市市役所こども保健福祉課
母子保健係

〒510-0085 四日市市諏訪町2番2号
四日市市総合会館3階(4番窓口)

☎059-354-8187

窓口受付時間 8:30~17:15
(土日祝・年末年始を除く)



利用までの流れ

①申請

所定の申請書を四日市市役所こども保健福祉課母子保健係へご提出ください。
※市外から転入された妊婦の方は、母子健康手帳の写しが必要な場合があります。

②決定

市が申請内容を審査後、申請書に記載の住所宛に「補助券」、「登録事業者一覧」等を送付します。
※補助券等の送付には、1～2週間ほどかかります。

③利用申込

利用したい事業所へ連絡して、利用日時を調整してください。
(注)事業所によって、申込期限、キャンセル料等が異なります。詳しくは、市ホームページをご参照ください。

④利用

利用当日、「補助券」に必要事項を記入してヘルパー等へ渡し、「自己負担金」を直接お支払いください。



登録事業者等は、市ホームページに掲載

サービスの利用にあたって

- ♪ 事業所によって、提供できるサービスが異なりますので、詳細については、各事業所へお尋ねください。
- ♪ 希望の日時にヘルパー等を確保できない場合があります。
- ♪ 利用申し込み後にキャンセルされた場合、キャンセル料(自己負担)が必要となることがあります。詳細は、お申し込みの際に事業者へご確認ください。



四日市市役所こども保健福祉課
母子保健係

〒510-0085 四日市市諏訪町2番2号
四日市市総合会館3階(4番窓口)

☎059-354-8187

窓口受付時間 8:30～17:15
(土日祝・年末年始を除く)

